



# いまいま介護

## 8月利用分から高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

負担能力に応じた負担額にするため、一定年収以上の高所得者世帯の高額介護サービス費の負担限度額の区分が新たに追加されます。

### ● 高額介護サービス費

介護サービスを利用したときに支払った「利用者負担の1か月分の合計」が負担限度額を超えた場合に、その額が払い戻される制度

区分	負担上限額(世帯・月額)
<b>新設</b> 課税所得が690万円以上 (およその年収:1,160万円～)	140,100円
<b>新設</b> 課税所得が380万円以上690万円未満 (およその年収:770万円～1,160万円)	93,000円
市民税課税 課税所得380万円未満 (およその年収:～770万円)	44,400円
市民税非課税	24,600円
前年の公的年金等収入額+その他の合計所得額の合計が80万円以下	24,600円 (個人:15,000円)
生活保護受給者	15,000円

### ● 見直しの対象になる方

本人の課税所得が380万円以上、または同一世帯に65歳以上で課税所得が380万円以上の方がいる場合

### ● 高額介護合算療養費制度等の支給要件や負担上限額は変わりません

収入や医療・介護サービス費が同じであれば実質的な負担額は変わりません。



問医療保険課 介護保険係 ☎お太助フォン 42-5618

# 消防



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署 ☎42-0931 ☎47-1191  
https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/



## ■ 建物火災に気を付けましょう!

火災での死者の約8割は、建物火災が原因で亡くなっています。建物内での火の取り扱いには特に注意し、火災を未然に防ぎましょう。

火災発生件数と火災による死者数(令和2年)

	件数(件)		死者数(人)	
	全国	安芸高田市	全国	安芸高田市
建物火災	19,314	8	1,052	1
その他の火災	15,288	14	269	0
合計	34,602	22	1,321	1



### 火の取り扱い 注意ポイント

- ◆ 調理中は火の元から離れない
- ◆ 寝たばこは絶対にしない
- ◆ ライターやマッチを子どもの手の届く場所に置かない
- ◆ 仏壇のろうそくの火を付けたままにしない



### 住宅用火災報知機を 設置しましょう

- 〈設置義務がある場所〉
- ◆ 寝室
  - ◆ 寝室がある階の階段
- 〈設置を推奨する場所〉
- ◆ 台所(熱感知器タイプ)



問予防課 指導係 ☎42-3951・お太助フォン42-3952

# 警察



安芸高田警察署 ☎47-0110  
安芸高田市 危機管理課 ☎お太助フォン 42-5625

安芸高田警察署メルマガ  
身近な犯罪情報などをタイムリーに配信しています(右のQRコードから登録できます)



## ■ 夜の外出時の事件や事故に要注意!

夏は日が長くなり、夜間に出歩く機会が多くなります。子どもの夜間の外出は、犯罪や非行につながる危険性があります。高齢者や大人も、夜間外出時は交通事故などに巻き込まれないよう服装などにも注意してください。

### 夜間の外出時は

- ◆ 反射材などを身に着ける
- ◆ 黒っぽい服装を避け、暗くてもわかるようにする
- ◆ 街灯のある明るい所など車から見えやすい場所を歩く
- ◆ お互いの所在を家族で共有する
- ◆ 子どもだけでは外出させない



夏の夜の  
過ごし方を  
再確認  
しましょう!